

中之条町除染実施計画

【 第 3 版 】

平成 25 年 3 月

群馬県 中之条町

改訂の履歴

年 月 日	内 容	備 考
平成24年5月21日	『中之条町除染実施計画 (第1版)』の策定	
平成24年10月19日	『中之条町除染実施計画 (第2版)』の策定	
平成25年3月14日	『中之条町除染実施計画 (第3版)』の策定	

目 次

1.	除染実施の方針	1
(1)	基本方針	1
(2)	目標	1
(3)	計画期間	1
(4)	除染実施区域の判定	1
2.	除染実施計画の対象区域	2
3.	除染の実施者及び除染を実施する区域	4
4.	除染の実施	4
(1)	除染方法	4
(2)	除染のスケジュール	5
5.	除去土壌等の処理	5
(1)	除去土壌等の処理方針	6
(2)	仮置場の確保及び仮置きの方法	6
(3)	仮置場が出来るまでの措置	6
(4)	除去土壌等の記録・保存	6
6.	その他	6

1. 除染実施の方針

中之条町は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の飛散を受け、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年法律第110号。以下「特措法」といいます。）に基づき、「汚染状況重点調査地域」として指定されました。

この指定を受け、町では特措法の基本方針に基づき、追加被ばく線量が年間1ミリシーベルトを超える区域を調査選定し、計画的な除染を実施することで放射線量の低減を図り、安心・安全な生活と経済活動等の環境の回復に取り組んでまいります。

なお、除染は平成25年3月を目途として計画しておりましたが、一部区域で除染方法等の検討が必要となったことから、計画期間を平成26年3月まで延長するものとし第3版を策定しました。今後は、適切な除染方法及び必要性を検討するとともに、対象区域の空間線量率を監視し除染実施について判断するものとします。

また、除染実施区域での空間線量率の測定を続け、その汚染状況が安定的に改善が確認された際は、指定の解除に向けて国との協議を進めていくものとします。

(1) 基本方針

- ① 「汚染状況重点調査地域内における環境の汚染状況の調査測定方法に係るガイドライン」（平成23年12月環境省）に基づき除染対象区域を定め、計画的に除染を行うものとします。
- ② 除染実施計画は町が主体となって策定し、国・県等関係機関及び住民並びに事業者等と連携して除染を実施していきます。

(2) 目標

除染区域において、地表から1m（子ども生活環境にあっては50cm）で空間線量率が0.23マイクロシーベルト/時以下（自然被ばく線量や医療被ばく線量を除いた年間の追加被ばく線量が1ミリシーベルト以下）とすることを目標とします。

(3) 計画期間

- ① 計画期間は、平成25年度末までとします。
- ② 除染の進捗状況等により随時見直しを図り改訂するものとします。

(4) 除染実施区域の判定

対象地区内で、平均空間線量率が地表から1m（子ども生活環境にあっては50cm）で0.23マイクロシーベルト/時以上の測定値を計測した区域を除染実施区域とします。区域は、対象区域の中の、字、行政区、集落、公共施設、道路等とします。

2. 除染実施計画の対象区域

除染実施計画の対象となる区域（除染実施区域）については、第1版では平成23年11月から12月に町の実施した空間放射線量率の調査に基づき、0.23マイクロシーベルト/時以上の値を計測した地点を選定したところですが、平成24年4月から6月にかけて再度空間放射線量率の調査を行い、平均空間線量率を得たので、下表の通り除染実施区域を設定しました。

今回の測定の結果、ほとんどの区域で平均空間線量率が0.23マイクロシーベルト/時を下回りました。ただし、その区域内で、公園及び運動施設などの子どもの生活環境や公共施設において、0.23マイクロシーベルト/時を上回る高い値を示す施設が確認されたので、除染実施区域としました。

〔改定除染実施区域〕

除染実施区域		測定値（第2版） （平成24年4月～6月測定）				
		空間線量率の範囲	平均空間線量率	除染実施判定区分	備 考	
地 区	区 域					
沢 田	2-2区	吾孺	0.12 - 0.22	0.17	△	
		吾孺公民館庭	0.19 - 0.36	0.25	○	公共施設
	5区	細尾	0.20 - 0.25	0.22	△	
	7区	唐繰原	0.19 - 0.22	0.20	△	
		上反下	0.15 - 0.24	0.18	△	
		下反下	0.13 - 0.22	0.17	△	
	13区	駒岩	0.15 - 0.23	0.19	△	
	13区	上湯原	0.14 - 0.20	0.17	△	
		第3分校跡地運動場	0.19 - 0.27	0.24	○	公園及び運動施設（子どもの生活環境）
		下湯原	0.16 - 0.21	0.18	△	
	14区	日向見	0.16 - 0.23	0.20	△	
		日向見組合駐車場	0.28 - 0.29	0.29	○	公共施設
		日向見公園	0.27 - 0.39	0.32	○	公園及び運動施設（子どもの生活環境）
		譲葉	0.13 - 0.19	0.17	△	
		ゆずりはテニスコート	0.25 - 0.28	0.27	○	公園及び運動施設（子どもの生活環境）
		新湯	0.09 - 0.24	0.15	△	
		スポーツ林運動場	0.26 - 0.33	0.30	○	公園及び運動施設（子どもの生活環境）
		スポーツ林テニスコート	0.26 - 0.31	0.29	○	公園及び運動施設（子どもの生活環境）
		ゲートボール場	0.27 - 0.29	0.28	○	公共施設
		二夕井	0.15 - 0.23	0.18	△	
	渡戸	0.15 - 0.25	0.20	△		
	14区	秋鹿	0.15 - 0.25	0.20	△	
		東1組運動場	0.19 - 0.29	0.25	○	公園及び運動施設（子どもの生活環境）
		寺社平	0.16 - 0.23	0.20	△	
	15区	貫湯平	0.15 - 0.21	0.18	△	

除染実施区域			測定値（第2版） （平成24年4月～6月測定）			
			空間線量率の範囲	平均空間線量率	除染実施判定区分	備考
地区	区域					
伊 参	1区	大岩本	0.15 - 0.25	0.19	△	
		伊参1区スポーツ広場	0.23 - 0.24	0.23	○	公園及び運動施設（子どもの生活環境）
		芸術の森やまぶき広場	0.24 - 0.27	0.26	○	公園及び運動施設（子どもの生活環境）
	2区	原	0.14 - 0.24	0.19	△	
		11区	十二原	0.20 - 0.25	0.22	△
	富沢家住宅庭		0.22 - 0.25	0.23	○	公共施設
	大道運動広場		0.22 - 0.26	0.24	○	公園及び運動施設（子どもの生活環境）
		囃石	0.20 - 0.24	0.22	△	
	名久田	15区	栢窪中村	0.17 - 0.21	0.19	△
栢窪公民館庭			0.23 - 0.26	0.25	○	公共施設
六 合	14区	和光原	0.15 - 0.20	0.17	△	
	15区	根広	0.17 - 0.21	0.19	△	
	16区	小倉	0.19 - 0.22	0.20	△	
		長平	0.14 - 0.19	0.17	△	
		長平公民館庭	0.24 - 0.28	0.26	○	公共施設
	17区	田代原	0.18 - 0.22	0.20	△	
		熊倉	0.23 - 0.26	0.24	○	民有地、道路
		元山	0.17 - 0.22	0.19	△	
	町	暮坂峠（駐車場）	0.22 - 0.31	0.25	○	公共施設

※ 除染実施判定区分

○の区域については、今回の測定の結果平均空間線量率が0.23マイクロシーベルト/時以上の地区または公園及び運動施設や公共施設であり、除染実施区域とします。

△の区域については、今回の測定の結果平均空間線量率が0.23マイクロシーベルト/時未満の区域ですが、局所的に空間線量率が高い場所について町独自に除染対象とします。

※ 空間線量率の測定位置は地上1m（子どもの生活環境は地上50cm）です。

測定器：日立アロカメディカルTCS-171B。

※ 上記の区域以外であっても、0.23マイクロシーベルト/時以上の平均空間線量率を計測する区域が確認された場合は、その都度計画の改訂を図るものとします。

※ 町独自に除染対象とする際の除染費用は、町費により負担するものとします。

3. 除染の実施者及び除染を実施する区域

除染は、2. に示す除染実施計画の対象となる区域内の以下の対象毎に、以下の実施者が行うものとする。

除染対象	実施者
公園及び運動施設	町
公共施設	町
民有地（熊倉地区内：住宅）	町・所有者等 ※1
道路（熊倉地区内：側溝等含む）	町

※1 所有者等（行政区、地域団体、ボランティアを含む）が行う除染活動には、線量低減化地域活動支援事業により除染用除染用具の貸出しや現場保管消耗品等を提供し除染を支援します。

今回の測定結果で、平均空間線量率が0.23マイクロシーベルト/時未満の民有地では、実施者は所有者等とし、マイクロホットスポットを自ら除染し現場保管を行う場合には、町独自に除染物資の貸与及び支給等を行い除染を支援します。

4. 除染の実施

(1) 除染方法

除染実施区域内での除染は、「除染関係ガイドライン」（平成23年12月第1版）及び放射線量低減対策緊急事業費補助金交付要綱（平成23年12月22日付環水大総発第111222001号。平成24年12月28日改訂）（以下、補助金交付要という。）に基づき行います。

その際、除染が必要かつ合理的な範囲となるよう、該当敷地内の詳細な測定を行い区域の状況にあった適切なメニューを選択して除染を実施することとします。

① 除染対象と除染内容（詳細は補助金交付要綱（別表）表2による）

除染対象	除染作業等	内 容
公園及び運動施設（子どもの生活環境）	建屋の洗浄	・ 屋上等の清掃、拭き取り、ブラシ洗浄、高圧洗浄 ・ 雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等
	アスファルト等の除染	・ ブラシ洗浄、高圧洗浄 ・ 側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去
	表土除去及び客土	・ 庭等における表土等の除去 ・ 客土、圧密による原状回復
	表土除去及び現場保管	・ 庭等における表土等の上下層の土の入替え、除去等 ・ 現場保管の際の残土による原状回復
	土地表面の被覆	・ 汚染されていない土等による被覆
	草木除去	・ 枝葉の剪定、低木等の高圧洗浄 ・ 落葉の除去、除草
公共施設（子どもの生活環境以外）	建屋の洗浄	・ 屋上、壁面の清掃、拭き取り ・ 雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等
	アスファルト等の除染	・ 側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去
	草木除去	・ 枝葉の剪定 ・ 落葉の除去、除草

除染対象	除染作業等	内 容
民有地（住宅・民地等）	家屋の除染	・ 壁面等の清掃、拭き取り ・ 雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等
	コンクリート等の除染	・ 側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去
	草木除去	・ 枝葉の剪定 ・ 落葉の除去、除草
道路（側溝等含む）	路面洗浄等	・ 散水車及び清掃車によるブラッシング ・ 手作業によるブラシ洗浄 ・ 歩道洗浄、除草
	側溝の清掃	・ 泥等の掻き出し、除草 ・ ブラシ洗浄
	法面の除草	・ 除草

※ 住宅等の除染については、その所有者等の同意を得た上で実施します。

② 局所的に線量が高い場所の除染

除染実施区域内の子どもの生活環境等に係る公的な場所において、平均空間線量率が0.23マイクロシーベルト/時未満となった区域においても、局所的に0.23マイクロシーベルト/時以上となる部分については、町が除染を行うものとします。

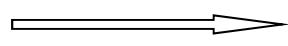
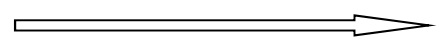
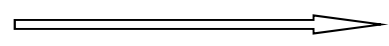
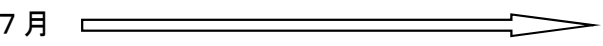
なお、行政区や地域団体等に線量低減化地域活動支援として除染用具等の貸出しや現場保管消耗品等を提供し除染を支援します。

（２） 除染等のスケジュール

① 除染スケジュールは次のとおりとします。

年 度	対 象
平成24年4月～ 平成26年3月	優先対象や、地域の生活環境、自然条件・環境等を考慮し、生活環境の中でも子どもの生活環境から始め、地域で調整を図り効率的な除染を実施します。 なお除染は、区域の空間線量率測定結果により必要性を判断し実施します。

② 除染等着手・完了予定時期

平成24年度 除染等着手完了予定時期	
公園及び運動施設・公共施設	7月  12月
民有地	8月  3月
その他	9月  3月
平成25年度 除染等着手完了予定時期	
公園及び運動施設・公共施設・民有地・その他	7月  3月

※ 対象毎の詳細な実施計画は、関係機関と調整し作業期間を決めて実施します。

※ 局所的に高い線量を計測する箇所は、随時に実施または支援をします。

※ 除染の進捗状況や対象区域の空間線量率測定結果などにより、計画期間の改定を行います。

5. 除去土壌等の処理

中之条町は、比較的放射線量が低い範囲にあることから、除染の方法は極力除去物を伴わない方法で除染を行うものとします。

なお、除去土壌等が発生した場合は、「除去土壌の収集・運搬に係るガイドライン」及び「除去土壌の保管に係るガイドライン」（平成23年12月環境省）に基づき保管・処理を行うものとします。

(1) 除去土壌等の処理方針

除染に伴って生ずる除去土壌等については、現場保管を基本としますが、必要な場合は仮置き場を確保し、国・県との連携と指導により適切に処理を行います。

(2) 仮置場の確保及び仮置きの方法

仮置場が必要となった場合は、関係機関並びに地域と協議の上、適切な用地の確保に努め、仮置場の保管方法については「除去土壌の保管に係るガイドライン」（平成23年12月環境省）に従い保管し、周辺へ影響のないよう安全に保管・管理します。

(3) 仮置場が出来るまでの措置

原則として住宅地、公共施設、学校等はその敷地内での現場保管をお願いします。

通学路、側溝など（町内会・PTA等及び個人）は、各地区の集会所などでの一時保管や、道路等の管理者の指示により保管願います。

現場保管・一時保管の方法については「除去土壌の保管に係るガイドライン」（平成23年12月環境省）にならって行います。

(4) 除去土壌等の記録・保存

- ① 放射線量等の測定結果、保管中の除去土壌の量（土嚢袋等の数）、収集者や保管者の氏名や住所等、「除去土壌の保管に係るガイドライン」（平成23年12月環境省）に従って記録します。
- ② 上記の記録は施設の操業期間終了まで保存します。
- ③ 除去土壌等保管台帳は、保管が終了した時点から10年間保存します。

6. その他

- ◎ 本計画に基づく除染後も継続的にモニタリングを実施します。
- ◎ 住民等が除染等を行う場合にあっては、作業方法や留意事項を周知します。
- ◎ 除染に伴う除去土壌の発生抑制に配慮した除染を行います。
- ◎ 本計画の推進にあたっては、「中之条町放射能対策委員会」において協議・検討し効果的かつ円滑な実施を図るものとします。